

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 932事業所
- ② 調査対象職種 76職種（一般行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から187事業所を無作為に抽出し調査を行った。
調査完了事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が8,389人（初任給関係517人、初任給関係以外7,872人）であり、その他の職種が281人（初任給関係7人、初任給関係以外274人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は62,022人であり、このうち、一般行政職相当職種は53,684人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模		規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産業					
産 業 計	事業所 156	事業所 67	事業所 63	事業所 26	
農 業 , 林 業 、 漁 業	0	0	0	0	
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	9	1	3	5	
製 造 業	84	35	36	13	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	19	6	8	5	
卸 売 業 , 小 売 業	9	7	2	0	
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	6	5	1	0	
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	29	13	13	3	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 7 所、調査不能の事業所が 24 所あった。
- 2 調査対象事業所 187 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 7 所を除いた 180 所に占める調査完了事業所 156 所の割合（調査完了率）は、86.7%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 12 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	【参考】 50 人以上 100 人未満
新卒事務員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	円 243,985	円 261,246	円 228,736	円 * 172,000
	大 学 卒	222,996	230,241	214,734	205,977
	短 大 卒	201,523	207,463	195,665	189,283
	高 校 卒	191,386	196,387	186,852	184,287
新卒技術者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	247,733	258,524	234,880	* 217,300
	大 学 卒	230,350	239,874	222,304	212,203
	短 大 卒	204,775	208,525	201,681	199,327
	高 校 卒	192,822	193,544	192,327	192,515
新卒事務員 ・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	245,765	259,852	231,424	* 202,200
	大 学 卒	226,050	233,893	218,154	209,253
	短 大 卒	202,860	207,875	198,263	194,863
	高 校 卒	192,021	195,238	189,438	188,597

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「*」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

第 13 表 民間における職種別給与額等

その 1 給与比較の対象職種

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 6	歳 59.0	円 874,639	円 48	円 874,591	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	20	54.8	718,681	0	718,681	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	243	53.6	700,194	1,908	698,286	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	190	53.6	663,928	430	663,498	同上
	事 務 部 次 長	70	52.3	710,578	43	710,535	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)
	技 術 部 次 長	39	53.0	569,913	217	569,696	同上
	事 務 課 長	436	50.3	609,110	10,998	598,112	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	467	49.6	550,568	9,134	541,434	同上
	事務課長代理	55	48.1	540,888	40,133	500,755	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)
	技術課長代理	25	49.2	494,438	18,530	475,908	同上
	事 務 係 長	690	46.9	480,231	61,532	418,699	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	548	45.8	519,537	91,314	428,223	同上
	事 務 主 任	468	39.4	399,310	53,925	345,385	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)
	技 術 主 任	441	40.5	430,916	70,003	360,913	同上
	事 務 係 員	1,694	36.2	330,084	31,861	298,223	
	技 術 係 員	1,647	33.7	353,169	47,290	305,879	

- (注) 1 「中間職 (部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職 (課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職 (係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その２ 給与比較の対象外職種

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 ７ 年 ４ 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	
	大 学 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 講 師	—	—	—	—	—	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	2	53.5	566,551	34,321	532,230	
	高等学校教諭	22	43.9	423,801	28,846	394,955	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	16	48.7	819,964	667	819,297	2 室（係）以上又は構成員 7 人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	2	33.0	409,708	61,098	348,610	構成員 3 人以上の室（係）の長
	主 任 研 究 員	11	48.3	666,839		666,839	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	24	35.1	427,777	58,251	369,526	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	2	65.5	2,303,225	0	2,303,225	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	3	49.5	1,778,639	256,339	1,522,300	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	6	45.7	1,364,517	140,701	1,223,816	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	3	49.8	488,849	15,754	473,095	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	7	39.4	363,601	27,008	336,593	
	診療放射線技師	3	41.2	323,854	9,108	314,746	
	臨床検査技師	13	43.3	302,162	18,574	283,588	
	栄 養 士	11	34.2	246,877	7,087	239,790	
	理学療法士	42	30.8	295,150	21,430	273,720	
	作業療法士	13	34.0	301,676	29,382	272,294	
	総看護師長	—	—	—	—	—	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	8	53.8	401,302	7,043	394,259	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	看 護 師	60	43.9	370,831	53,759	317,072	
	准 看 護 師	20	36.9	296,623	78,151	218,472	
	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	3	53.9	338,811	67,227	271,584	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

（注） 「＊」は、調査実人員が 1 人の場合である（次表において同じ。）。

その3 再雇用者

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	3	62.4	円 746,801	円 42,250	円 704,551	その1の備考欄参照
	事務・技術部長	12	62.9	540,779	7,106	533,673	
	事務・技術部次長	7	65.0	416,315	0	416,315	
	事務・技術課長	11	63.4	450,889	992	449,897	
	事務・技術課長代理	6	67.3	292,911	15,805	277,106	
	事務・技術係長	8	62.6	373,197	22,764	350,434	
	事務・技術主任	*	*	*	*	*	
	事務・技術係員	576	62.5	318,220	15,396	302,824	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第 15 表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目	新規学卒者の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
			増額	据置き	減額	
大 学 卒		67.1%	(81.3%)	(18.7%)	(0.0%)	32.9%
高 校 卒		61.0%	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	39.0%

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		70.4%	1.9%	0.0%	27.7%
課 長 級		65.5%	4.0%	0.0%	30.5%

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 17 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし			
係 員		96.2%	95.3%	44.9%	8.8%	41.6%	1.0%	3.8%
課 長 級		79.9%	77.7%	34.0%	8.4%	35.3%	2.2%	20.1%

(注) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第 18 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	支給しない
99.5%	(13.1%)	(61.4%)	(0.8%)	(24.6%)	0.5%

(注) () 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

その 2 距離段階別定額制における支給状況

距離段階別定額制における支給月額						
距離 (片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	3,889 円	7,113 円	13,722 円	20,356 円	26,834 円	33,807 円
距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	39,411 円	44,283 円	54,571 円	56,350 円	68,647 円	

(注) 当該距離段階別を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その 3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給しない
2 事業所	1 2 事業所

支給する 2 事業所の支給形態は、それぞれ全額支給制 (最大 9,000 円) と一律定額制 (3,000 円) であった。

第 19 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級 (非役員)	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
49.2%	50.8%	44.0%	56.0%	43.9%	56.1%

第 20 表 民間における賞与等の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)		378,485 円	279,897 円
	上半期 (A ₂)		394,093 円	289,684 円
賞与等の支給額	下半期 (B ₁)		876,451 円	624,112 円
	上半期 (B ₂)		918,479 円	634,971 円
賞与等の支給割合	下半期 (B ₁ ／A ₁)		2.32 月分	2.23 月分
	上半期 (B ₂ ／A ₂)		2.33 月分	2.19 月分
年間の平均			4.65 月分	4.42 月分

(注) 下半期とは令和 6 年 8 月から令和 7 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.60 月である。

第 21 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
99.4%	81.0%	18.4%	0.6%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 22 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし
課長級	52.1%	45.9%	47.9%
非管理職	49.9%	43.7%	50.1%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 23 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
73.0%	73.3%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。